

## ヴィーコ、修辞学とローマ法

クリフォ, ジュリアーノ  
ペルージャ大学教授

<https://doi.org/10.15017/1888>

---

出版情報 : 法政研究. 55 (1), pp.207-246, 1988-10-07. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## ヴィーコ、修辞学とローマ法<sup>(1)</sup>

ジュリアーノ・クリフォ

すべては、ナポリに由来しペルージアに始まります。ナポリ、そこでジャンバッティスタ・ヴィーコ Giambattista Vico は一六六八年に生まれ、その地で一七四四年に亡くなりました。<sup>(2)</sup>ペルージア、その市立図書館にはヴィーコの『弁論術講義 *Institutiones oratoriae*』の手稿があります。それは、ヴィーコが「王立ナポリ大学の」教授として生涯講じ続けた修辞学の講義の手稿です。このたび初めて、私がこれを校訂いたしました。<sup>(3)</sup>私は、この手稿がヴィーコの哲学、わけても法の歴史とくにローマ法史の領域においてもっている意義を、お話ししたいと思います。そのあとで、法の今日の状況においてヴィーコがもっている現代性についていくつかのことを申し上げることにします。すでにご存じのこととは思いますが、ヴィーコ自身の消息について必要な限度であらかじめいくつかなことを申し上げておかなければなりません。ヴィーコを最初の歴史哲学者として歴史主義、民族心理学、文化人類学の基礎をおいた学者とみなす点では、異論をみません。言語文献学者として、彼はホメロス問題についてのヴォルフによる解決を先取りしていますし、また、彼は十二表法の歴史性に学問的な検討を加えました。歴史家として、彼はローマ史に

ついでにニーブールによる解釈を先取りしております。政治思想家として、彼は国家理性の問題を実に見事に解釈したように私には思われます。法哲学者として、彼は久しく切り離されていた政治と法を再び統合いたしました。なかならず、彼は、原初的な言語がもっている隠喩的なそして詩的な性格を天才的な独創によって解明し、そして、歴史を作るのは人間であるという原理を表明しました。したがいまして、彼が歴史的方法の発見者であることは疑いを容れませんし、また、彼の諸々の発言に現代性があればこそ、たとえば、ヴィーコとフロイド、ヴィーコとマルクス、ヴィーコとピアジェ、ヴィーコとヤコブソンといったテーマの重要な論文がこんにち発表されているわけです。<sup>(4)</sup> これまで言われてきたことですが、ヴィーコは、『諸民族の本性についての新しい学の諸原理 Principi di una scienza nuova intorno alla natura delle nazioni』<sup>(5)</sup> という著作において、歴史的世界を統一的な客体として叙述することに成功しました。そのことを可能としたのが、神話の解釈であり、言語の研究であり、哲学ならびに神学の理論であります。私はこれに法学の理論も付け加えたいと思います。

歴史は人間によって作られる、だからこそ人間は歴史を認識することが可能である、この原理こそ、ヴィーコの認識論の立脚点であり真の核心です。そして彼の認識論によれば、歴史認識こそが唯一の確実な学であります。<sup>(6)</sup> 以上のことは、たとえば、ストア主義やエピクロス主義―「いずれも世捨て人の道徳である」と彼は言っております―<sup>(7)</sup> に対する批判という意味をもっています。しかし同時に、グロチウス、プーフENDORF、セルデンらの自然法論に対する批判でもあります。<sup>(8)</sup> そのことが、歴史の展開を弁証法的に叙述し、先史時代の世界を再び歴史的考察のなかに取り込み、さらにデカルトの思想を拒否し、まさに、かの新しい学を提案することを可能にした、と申せましょう。そしてその新しい学によってヴィーコは、事実、ヨーロッパ精神の前衛に位置することができたのです。

いく人かの例外はありますが、ほぼ一世紀のあいだ、人々は以上のことに全く気がついておりませんでした。一九

二四年にアウエルバッハは、ヴィーコに加えられたほどの無視と無関心は思想史のうえで前例をみない、と述べています。<sup>(9)</sup>生涯、ヴィーコは全く認めてもらえませんでした。彼の名著『新しい学』は、何の反響も呼びませんでした。それが確定稿の形で世に出たのは、彼の死後のことでした。それ以外の彼の多くの著作は未発表のままでした。そしてそのいくつかは、失われてしまったわけではないのですが、今日でも公刊されておりません。他方、ヴィーコの再発見、ヴィーコ・ルネサンスは、<sup>(10)</sup>まずフランスでクーザンとミシュレによって始まり、ついでイタリアで特にクロッチェとジェンティレによってなされ、ドイツ、イギリスなどでも見られるのですが、しばしば、誤ったあるいは不正確なヴィーコ像を作り上げてきました。たしかに、ヴィーコはローマ法の教授の地位に就くことができず修辞学を講じることに一生甘んじたのですが、おそらくまさに今日こそ、法学者、それも第一級のローマ法学者としてもヴィーコの偉大さを再評価する可能性をわれわれはもっているのである、と申せましょう。

では、前置きはこれぐらいにしまして、本題であるヴィーコ<sup>(11)</sup>の思想についてお話ししましょう。ヴィーコが独創的な哲学者であったことは、疑う余地ありません。ヴィーコは一連の開講講演を行ったのですが、世に出たのは、そのうちのひとつだけでした。しかしそれは、『われらの時代の学問方法について *De nostri temporis studiorum ratione*』<sup>(12)</sup>という最も重要な一七〇八年の講演であり、一七〇九年に出版されました。偶然にも、つい最近その日本語版が初めて出ました。これに反して、そのほかの年度のものも未公開のままでしたが、それらも現在では出版されています。もっとも、一八六九年になってからのことです。ついでヴィーコは、『形而上学篇 *Liber metaphysicus*』すなわち『ラテン語の起源から導き出されるイタリア人の太古の知恵について *De antiquissima Italorum sapientia ex linguae latinae originibus eruenda*』を一七一〇年に著しました。そしてその後ヴィーコは、彼がプラトン、タキトウス、ベーコンと並べて最も重視した著作家であったグロチウスの『戦争と平和の法について』の研究

に取りかかりました。これをふまえてヴィーコは、一七二〇年から一七二二年にかけて、いわゆる「普遍法」[「三部作」つまり『普遍法の単一の原理ならびに単一の目的について De universi iuris uno principio et fine uno』、『法律家の一貫性について De constantia iurisprudientis』、『西二書への註解 Notae in duos libros』を執筆し出版しました。その萌芽はすでにそれまでの諸研究のなかにあったとはいえ、ご承知のように、『新しい学』[「が蒙ることになる」]受難の歴史は、このときから始まったのです。ヴィーコは、ベーコン、グロチウス、デカルト、ガッサンデイ、ホッブス、セルデン、スピノザ、ベールらに反対して<sup>(13)</sup>、つまり、当時の文化がその拠り所として最も重視する観点に反対して、また、文学や歴史や精神諸科学の研究を殆ど評価しないデカルトの思想に断固反対して、新しい学、すなわち歴史世界の学を構築したのです。このような学が成り立ちうるのも、この歴史世界が人間によって作られたということが全く確実であり、まさに、このことによってわれわれは、われわれ自身の精神の変化のなかに諸原理を発見しなければならぬし、また、発見することができぬからである、とヴィーコは述べています。「諸民族の世界ないしは政治的共同体の世界」<sup>(14)</sup>は、人間によって作られたのであり、それが新しい学の固有の対象なのです。その学とは、言語文献学と哲学とを統一する学<sup>(15)</sup>に他なりません。正確に申しますと、歴史に博く通じていることによって与えられる確実なるものを、世界を支配している理念と永遠の法則とを指し示す哲学によって与えられる、真なるものと一体化する学です。哲学は「諸民族のこの世界をその永遠の理念において」、しかも、言語文献学の研究によって実証的に検証された理念において省察するのです。新しい学が「理念の歴史であると同時に人間の習俗と行動の歴史である」ということに帰着するのも、要するに、ヴィーコの思想における哲学と言語文献学とのこのような総合からすれば、当然なのです。

ところで、偉大な哲学者たちのすべてが法学者であったわけでは必ずしもありませんし、また、法学者でもあった

哲学者のすべてがその偉大さを必ずしも法学の素養に負っているわけではありません。たとえば、ベンサムはイギリス法に余り通じてはおりませんでしたし、ローマ法や大陸法を全く知りませんでした。<sup>(16)</sup>これに対して、ヴィーコの偉大さの基礎にあるのは、まさに法学者としての、しかもローマ法学者としての彼の素養です。彼のローマ法の知識が確かなものであることを、私は最近の論文において確認いたしました。<sup>(17)</sup>しかし、ヴィーコの学説や著作の代表的な研究者たちは、その大部分が哲学者や哲学史あるいは文芸史の研究者であり、彼らは、法学者でもなければ、もちろんローマ法学者でもありませんでした。その結果、ヴィーコ思想のこの最も重要な基礎が過少評価され顧みられなかったのです。ちなみに、一九一三年にマクドネルとマンソンによって編まれた賞賛に値する論文集をみますと、世界の偉大な法学者たちのなかに、ガイウス、パーピニアヌス、ウルピアーヌス、バルトッルス、アルキアート、クイーキウス、ゲンティリ、ベーコン、グロチウス、セルデン、ホップス、ズーチュエ、コルベール、ライプニッツ、プーフェンドルフ、ビンカースヘック、モンテスキュー、ポティエ、ヴァッテル、ベッカーリア、ストウエル、ベンサム、ミッターマイアー、サヴィニー、イェーリンクと並んで、ヴィーコも入っております。<sup>(18)</sup>バルドゥス、アルトゥジウス、ボダン、ホトマーヌス、ドネッルス、コンリング、コーク、ブラクストンといった法学者が挙げられていないことを思えば、ヴィーコの高い地位が確認されましよう。しかし実際には、法の歴史に関する現代の多くの標準的教科書においてヴィーコは言及されておりませんし、今日でもなお、著名な学者たちが、ヴィーコは法学者ではなかった、と言っております。

しかし、このような確信の基礎には、そもそも法学者とは何か、また、何であるべきなのか、という独特の法学者観を認めないわけにはいきません。ともあれ、紛れもなく、ヴィーコは、ローマ法の研究者でしたし、ローマ法の教授のポストに就こうと努力もしたのです。したがって、本本なら、彼の名前や彼の理念に関する議論が法哲学史

のみならずローマ法研究史にみられてしかるべきでありましょう。しかし、この程度のことさえ、こんにちに至るまで実現されておりません。というのも、ローマ法学者とは私法の専門技術を身につけた者をいうのであって、理想的なモデルとはパンデクテン法学のそれ、ないしは、詰まるところ法規範および法制度の体系的な説明と分析である、という観念がこんにちに至るまで支配してきたからです。

私としましては、「ヴィーコを法学者と認めるかどうかという議論をするよりも」むしろ、法、とくにローマ法がヴィーコの思想の基盤そのものをどのように形づくっているのか、を示してみたいと考えております。そのすべてを示すことも可能ではありませんが、この席は、その適当な場所ではありません。ヴィーコによって提出されたローマ法学の諸理論は、その真の歴史的な意味が今日になってようやく理解されるような、時代を先取りしたものであります。いまになって初めて、法史学は、パンデクテン法学の考え方やドグマティズムから解放され、また、法とは規範の集合にすぎないという観念から解放されて、文化との関連や法の社会的コンテクストの研究に向かったのであり、そして、ローマ法の偉大さを十分に把握するに至ったのです。<sup>(19)</sup>ローマ法の偉大さとは、ローマ法が生命を保持し続けたとか中世において復活したといった類いの、つまり、ローマの法源が何世紀にもわたって適用されてきたという偉大ささえも及ばないほどの、はるかに内面的なそして歴史的な偉大さなのです。しかし、時間の制約もありますし、また、このような場ですから、本日はそのことに立ち入るわけにはまいりません。私は、少なくとも、法学の現在のいくつかの諸傾向との関連で、ヴィーコの思想がもっている変わることはない現代性を示すことに努めようと思いません。私が特に念頭に置いておりますのは、レトリック、法的推論ないしトポスの<sup>(20)</sup>・問題思考、ヘルメノティク論、法的議論の理論、を再評価することを通して支配的となった諸傾向<sup>(21)</sup>であり、法の理念を賢慮に求める、というふうに要約できるようなすべての傾向です。

『新しい学』の第四卷第九部第三章においてヴィーコは、彼の見解からすればローマ法の歴史はどのようなものであるのか、その概略を示しています。この章は、一七三〇年の「第二」版にはありません。「ローマ法の真の歴史について」と題する一七三一年の補正Ⅲ<sup>(22)</sup>において付け加えられたものです。その章でヴィーコは、ローマ法においては理性の三つの基本形態が時代を経るにしたがって次々に展開しながら交替していった、と主張しています。神政時代には、すべての法は神聖なものであり、すべての法律は宗教的なものであった、古ローマ人の英雄的貴族制においては、法律は秘匿されたものであり、国政の知恵として厳格な形式主義をとまって保持された、そして民主制や君主制といった人間中心の政体では、法律は公示され財貨は「法の下での」平等というルールにしたがって配分されていた、「というのがヴィーコの見解です」<sup>(23)</sup>。

ヴィーコは次のように書いておられます。<sup>(24)</sup>

三種類の理性について今論じたことからは、ローマ法の歴史を確立するための基礎となりうるであろう。なぜなら、先に或る公理で述べたとおり、政治は統治される国民の本性に合致せざるをえないものだからである。というのは、同じその原則において示したとおり、政治は統治される人民の本性そのものから生じるものだからである。したがって、法もまた政治にふさわしい仕方で行われるはずであり、だから法は政治の形態に応じて解釈されるべきものである。「どうやら、法学者および解釈者のうち、誰一人としてこのことを行った人はいなかったように思われる。それは彼らが、ローマ史を扱った歴史家がそれ以前に陥ったのと同じ誤謬に陥ったためであった。即ちローマ史家たちは、ローマの国家がさまざまな時期に施行した法のことを述べておきながら、それらの法が、その国家が経過しつつあった政治形態にたいしてもっていたに違いない関係に、注意を払うことを怠っていたのであった。この点にさえ注意を払っていけば、当然それらの法を生み出したに違いない真の原因について、明白な事実が明らかにされていたはずである。たとえば、古代ローマ人が共和政の時代に行ったということがらを、歴史家たちは誤って民主制下の出来事として述べているのにたいし、法学者としても政治家としてもきわめて博識だった

ジャン・ボダン<sup>(24)</sup>は、貴族制下の出来事であったと指摘しているが、実はその方が本書で証明した事実<sup>(25)</sup>に合致するのである。こうしたことを全て考慮に入れながら、もしローマ法の歴史を語ろうとする全ての人々が、次のような問いを自らに問うならば、どう答えるであろうか。なぜ初期の法学が、十二表法の適用に関して、あれほど厳しい態度を取ったのであろうか。またなぜ中期の法学が、法務官の告示がなされるようになるとともに、なお十二表法を尊重しつつも、理性にもとづく恩恵措置を講じはじめのか。そしてなぜ後期の法学が、十二表法を一顧だにせず、自然的衡平を堂々と主張しはじめたのか。もし彼らが、これらの問いにたいして、何らかの説明を加えようとするならば、ローマ的寛仁大度とされてきたものの名譽を、著しく毀損する羽目に陥ることだろう。なぜならその場合、嚴格、真面目、細心、言語における緻密性、最後に法そのものの秘密性ですら、貴族たちがローマ市の権力の大部分を構成する法を手中に収めるために行った、詐欺行為にすぎなかったと述べることになるからである。

しかし実際に行われていたことは、あらゆる詐欺行為からきわめて遠いもので、彼らの本性自体から生じた習俗に他ならなかったのである。つまりその本性がそれらの習俗を通して、それらの国家を生み出し、その国家は、それ以外のものではない、それらの慣行を命じたのであった。なぜなら、最初人類がきわめて兇暴だった時代、彼らをおとなくさせるための唯一の手段は宗教であったため、摂理は人間に神々の支配下で生活させ、神聖な法がいたるところで支配していたからである。神聖な法とは、それが諸民族の一般大衆にとって、神秘であり、秘密であったということに他ならない。家族状態においては、それらの法は当然きわめて神聖なものと考えられていたために、沈黙語<sup>(27)</sup>によって守り伝えられ、敬虔な儀式とともに執行されたのだった〔それは「法定の行為」<sup>(28)</sup>にその名残りをとどめている〕。それらの儀式は、当時の単純な精神によって、他者と利益を交換する際、他者の実際の意思を確認するために、不可欠のものだと信じられていたものだった。今日では我々に自然にそなわった知性のおかげで、簡単なことばや、あるいは単なる合図によって確かめるだけでそれは充分なのである。その後引き続いて、文明化された貴族制国家の人間の政治が生じた。当然ながら、それは宗教的習俗を実行し続け、その宗教は、法を神秘的なもの、あるいは秘密のものとして保ち続けた〔この秘密性こそ、貴族制国家存在のための要諦なのである〕。この宗教のおかげで、法は嚴格に守られた。これが主として貴族制が保たれる原因となった、政治的共同体に関わる衡平の嚴格さなのである。その後、当然開放的で、寛大で、度量の大きい民主制国家があらわれたとき〔そこで支配者の地位に ついたのは大衆であったが、彼らは当然自然的衡平を理解していた〕、これと歩調を合わせて、いわゆる「世俗の」言語や文

字があらわれ（先に述べておいたとおり、その主な担い手は大衆であった）、彼らはそれを用いて、法律を制定し文字で書き留めた。そこで当然、今まで秘密にされていたものが公表されることとなった。ポンポニウスが、ローマ平民はもはやそれには我慢できないとして、すでに俗語文字がギリシャ人のところからローマに伝えられていたので、板の上にそれを明記するよう  
に要求したと伝えている、<sup>(31)</sup>〈秘密法〉（の歴史）とは、今述べたものことであつた。こうして文明の順序は、ついに君主制国家を迎える準備を整えた。そこでは君主たちが、自然的平衡にもとづき、したがって大衆の理解に合わせて法を制定し、かくして強者も弱者も法の前で平等にしようと希望する。それができるのは、君主制だけなのである。他方、政治的共同体に關する平衡、即ち国家理性は、國家に關する道理を弁えた少数の智者によつてのみ理解され、その永遠的特質にもとづき、執務室の奥で秘密のまま保たれる。

ここで問題となっているのは、『新しい学』の中心にあるモメントであり、それは、真なるものは作られたものと同しい、という観点とも關係しております。神話の研究が諸民族の起源を認識することを可能にするのと同様に、法の研究は、変遷がどのようなものであつたのか、また、諸々の進歩はどのようなものであつたのか、を認識することを可能にするのです。法学は、人間とはどのようなものであるのか、また、法律ならびに政治的共同体によつてどのようなことが惹き起こされたのかを、人間に教えてくれるのです。さらに法学は、優れた法律というものは、軍隊や商取引、裁判所や要塞、財産の保有や國家の智恵といったものを様々な時代に編み出しながら、—人類の主要な三悪といわれる—残忍さと貪欲さと野心を、利用しかつまた変えてきたのであるということ、したがって、これらの邪惡な情念をもとにして社會の良好な状態が次第に形作られてきたのだということ、人間に認識させるのです。<sup>(32)</sup>だからこそ、法の研究は欠くことのできないものとされるのです。そしてヴィーコによれば、このような法とは、なかならずローマ法なのです。

さて、このモチーフは、ヴィーコによつて『われらの時代の學問方法について』以來、はっきりと表明されてお

ります。そこにおいて彼は、まさしく、法学の研究こそ学問に不可欠な事柄であり、その基礎のうえに、つまり彼によって解釈されたローマ法を基礎にして、歴史批判が構築され提示されるのである、と述べています。『われらの時代における学問方法について』の第十一節を読んでみましょう。<sup>(33)</sup>

一方、ローマ人の哲学者たちも、一切の知恵をもっぱら法律に通じていることのうちに置いていた、つまりは英雄時代の知恵をそのまま純粹に保持していたのであって、<sup>(34)</sup> そのような者として彼らは他でもなく同時に法学者〔法律家〕であったのである。すなわち、実際にも、

かつて知恵とは以下のごときものなれり、

公と私、聖と俗を区別すること、

乱交を禁じ、権利は婚姻を結びし者たちに与えること、

都邑を築き、法律を木標に刻むこと。

それゆえ、ローマ人はギリシヤ人が知恵を定義したのと同じ定義によって法賢慮を神事と人事の知識と定義したのであった。<sup>(35)</sup>

また一方、この知恵はほとんどすべてが正義と政治的共同体に関わる賢慮とから成っていたので、ローマ人は国家と正義の理論をギリシヤ人よりもはるかに正しく、論究を通じてではなく、国事の実践そのものを通じて、徹底的に習得していた。そして、このようにして、真実の、うわべだけではない哲学の信奉者として<sup>(36)</sup> (というのも、この法学者の言葉はこれらの時代〔共和政ローマの時代〕についてこそより真実を言い当てていると言いうるのである)、彼らローマ人はまず最初にはそれらの力量を国務つまりは文武両方の官職に誠心誠意献身するなかでしっかりと身につけ、やがて年老いてそれらの力量が十分に具わった年齢になってから、あたかもそれが人生の最も栄誉ある港であるかのようにして法賢慮に心を陸づけしていたのであった。

『普遍法の単一の原理ならびに単一の目的』においても、ヴィーコはこの見解を繰り返し確認しています。彼は、そこでも、「神事と人事の知識」というウルピアーヌスによる法学の定義から説きおこしています。そして、法の知識は、理性と権威とに、言い換えますと、哲学と歴史とに基礎づけられている、と主張しています。<sup>(37)</sup> 哲学は、人間の本性が服している法則を明るみに出すのであり、物事の原因はその法則にしたがって説明されるのです。歴史は、出来事「つまり、何が起こったのか」を証言し、発生した順序や再び生じうるための条件を示すのです。したがって、法学全体あるいは普遍法というものは、三つの部分から、すなわち「哲学、歴史、法を事実に応用するための特殊な技芸」から成り立っているのです。以上のことの証拠とされるのが、ギリシャやローマにおける法の歴史です。ギリシャでは、法の諸々の基礎は哲学者によって議論されていました。法と政治とは実際に関係しているのですが、この関係は、法が倫理学ならびに形而上学「に対してもっている関連性を」通して考察されたのです。まさに哲学者たちがこれに携わったために、他方で、法の実務は、法律の文言と裁判の先例しか顧慮しないプラグマティコスたちの手にとどまったままでした。要するに、弁論術を学んだ弁論家たちは、真実へと到達しようとする方法をとらずに、個々の訴訟において彼らが防禦している利益に応じて、法を事実に応用したのです。言い換えますと、ギリシャにあっては法の技芸を欠いていたのです。しかもヴィーコによれば、「その解釈方法論の大部分を『争点 status』に関する修辞学の諸原則に則って定めた」グロチウスも、「ギリシャ人と」何ら変わるところがない、とされており<sup>(38)</sup>ます。「ヴィーコは、ローマ人については次のように述べています<sup>(39)</sup>」。

ローマ人では、事情は全く違っていた。彼らにとっては、共和政の早い時代に、魂の偉大さが存在しており、彼らはすでに習俗を通じてこの偉大さへと勢いづけられていたのであり、確固たる規律が人倫論にとって代わっていたのである。彼らは、祖国愛のゆえに、国家をすべての私事よりも重要視し、数多くの官職を介して国事と直接に結びついていた。この祖国愛と人

事における教育とは、バランスがとれていた。ギリシヤ人にみられた形而上学は彼らには欠けていたが、彼らの宗教性がそれを補っていた。貴族が、法律や祖国の法ならびに慣習の形成をすべて手中にしていた。このようにして、しっかりとした志操を育まれ、国事―それは彼らにとつては法原理による薫育に代わるものであったが―を通じて人事の知恵を教えられたため、まさに彼らは、大切にしまっておかれた法の知識とそれを事件に適用する見事な術を身につけていたのである。だから、ローマのどの法学者も、ギリシヤ人のもとの哲学者と法実務家と弁論家を一体として兼ねていた。だが、時代を経るにしたがつて、ローマ人の固有の学としての法の技芸が成立し、それはギリシヤ人には知られていないものであった。(ローマ法の最も傑出した法学者の一人であり、紀元後二二八年に殺害された)ウルピアーヌス<sup>40</sup>によって、法学は「賢慮」と定義され、法に通じている者は「ローマ人の賢者」と言われた。このことは、しかし、ギリシヤ人とは全く違う意味をもっていた。なぜなら、この名称のもとでは、神事については、敬虔な志操と信仰、なかならず予言能力が理解されており、人事について用いられると、公私を問わず世俗の事柄が含まれるからである。つまり、法学は、ローマ人が守って来た、神の法と人の法の一切についての知識なのである。法に通じた者たちがそれを事件に適用する能力をもっていることを示すために、私は正と不正についての知識をこれに付け加える。

前置きが長くなりましたが、私が最も申し上げたいことをご理解いただくためには止むを得ませんでした。ここまでの話しを要約いたしますと、『新しい学』において提示されたヴィーコの天才的な思想は、原初的な言語は隠喩的な、つまり詩的な性格をもっているものであるという言語学上の偉大な発見に特に助けられて「一七三〇年の第二版以降では」多くの手直しが加えられていることも明らかであるとは言え、すでに早くから準備されていたのであり、しかも彼が一貫してローマ法ならびにその解釈をそのあいだずっと基礎に据え続け、そして、彼の「思想を」組み立てるうえで欠くことのできない歴史的エレメントにしていたことが完全に証明されている、と私には思われるということです。

このように確認いたしますと、「その思想全体のなかで」ヴィーコの修辞学について認められるべき位置とは、ど

のようなものでしょうか。

ご承知のように、ヴィーコはその生涯にわたって修辞学を講じ続けました。しかし、これまで一般には、それは教師としての職責上なされたのであって、ヴィーコの修辞学の講義には彼の「真の思想」の痕跡はみられない、と言われてきました。そして、この決まり文句は、特にクローチェのおかげで権威をもつに至ったのです。しかし私には、十九世紀に特有の、そしてイタリアのネオ・イデアリズムによって強められたこのような過少評価が、法学者としてのヴィーコに対する過少評価とパラレルであることは、明らかであるように思われます。これに対して私は、これらのいずれの見解もこんにちでは修正することができる、と考えます。法学者ヴィーコについての見解を修正することができずのは、今日ではもう、われわれは、法学者とは法律の文言の注釈者であるとか、法とは体系的に位置づけられた規範にすぎない、などとは考えておりませんし、むしろ、ヴィーコとともに（そしてまさにウルピアーヌとともに）、法学者とは「私法を調べて答えを出す術を心得ている」<sup>(41)</sup>だけでは十分ではなく、「法律ならびに国事に精通した哲学者」<sup>(42)</sup>でもなければならぬ、と考えるからです。修辞学とは中身の無いものであるという第二の見解を修正することができずのは、問題を発見するための手段として修辞学上の諸々の基本観念を効果的に役立てうる可能性を最近の諸研究が明らかにしてきたからです。ヤコブソン、リカルツ、ヴェレック、パリヤーロ、バルトによる理論的あるいは歴史—記述的な言語学上の研究<sup>(43)</sup>、フィーヴェクの法学的—問題思考の研究<sup>(44)</sup>、ペレルマンの議論の理論についての研究<sup>(45)</sup>、あるいは、ベッティ、ヴィアッカー、ガダマーの一般的あるいは法律学的ヘルメノイティクの研究<sup>(45)</sup>を想起していただければ十分でしょう。

しかし、従来の見解を修正することは、このような最近の諸傾向との関連で行うだけではなく、文献学的に裏づけられた、「ヴィーコの著作そのものを」直接的に「対象とする」方法で行うこともできましよう。このようなこと

は、これまでは行われておりません。私は、ここで皆様にそれをお示ししたいと思います。

すでに申し上げましたように、ヴィーコは生涯にわたって修辞学を講義しました。四〇年以上もヴィーコは、法学を履修することになっているナポリ大学の学生たちに、説得的に語る能力としての修辞学とは何であるのか、弁論家の使命としてはどういうものがあるのか、説得的に語る際に助けとなる手段としては何があるのか、なぜ卓越した弁論家であることは極めて難しいのか、弁論家が心得ておくべき政治的共同体の構成員としての素養や文学上の素養とはどのようなものであるのか、弁論術の補助手段とはどういうものか、を講義したのです。さて、ヴィーコは、その講義のなかで修辞学を次のような個々の部門に分けております。<sup>(46)</sup>①構想 *inventio*、すなわち、説得を達成するのに最もふさわしい議論方法の発見（教示的、忠告的、煽動的議論 *argumenta docentia, conciliantia e commoventia*)、②トピック論、③展示・提議・訴訟という「議論の三つの」類 *il genus demonstrativum deliberativum e iudiciale*、④適切なトポスの選択すなわち批判的な技術。これに以下の部分が付け加わります。⑤配置 *dispositio*、【ここでは】弁論の序言 *exordium*、陳述 *narratio*、主題の要約 *propositio*、論証と敷衍 *confirmatio e amplificatio*、反駁 *confutatio*、結論 *peroratio*、【が含まれています】、⑥修辞 *elocutio*、【ここでは】ラテン語の時代区分、概念を用いて語ることへの批判、弁論の品格、比喩的用法（隠喩、換喩、提喩、反語）、詞姿論、など【が含まれています】、⑦文体論、最後に、⑧記憶の喚起 *memoria*、⑨所作抑揚 *atteggiamento*、【と続きます】。

このように、大学における修辞学の講義は、上手に語るための諸々の約束事をコンパクトに提示することとは考えられておりません。ヴィーコは、中身の無いことを語る人々や大道商人や愚かな話し手を養成するのに役立つにすぎないような、そういう修辞学の授業には反対したのです。ヴィーコが推奨したのは、語る際の約束事の紹介を出来るだけ少なくして、その代わりに、出来るだけたくさん例をタキトウスやキケロなどから引いて若者たちに示すよう

な授業でした。こういう方針からしてすでに、その当時ひろく行われていたものとは違っております。そのことについては、あとでもう一度ふれることにします。

一七一一年のものを別にすれば、ヴィーコのこれらすべての講義は、公刊されないままでした。一七一一年の講義にしましても、まずイタリア語訳がだされ、次に十九世紀の半ばになってやっと、つまりはほぼ一世紀半後によくラテン語のオリジナル・テキストが出版されたのです。<sup>(47)</sup>この種の講義が前世紀に評価されなかったのは、第一には、ヴィーコの講義も彼の時代の数多くの修辞学の教科書と何ら変わるところがない、という否定的な批判<sup>(48)</sup>がロマン主義やネオ・イデアリズムによって加えられたからでしょうし、第二には、ヴィーコの修辞学は『新しい学』における彼の独創的な知見とは何の関係もない、とみられたからでありましょう。「この知見とは、」比喩的用法はいずれも精神に富んだ著述家たちによって見つけだされた創意工夫である、とこれまでは考えられていたが、諸民族はすべてその初期には詩的なのであって、彼らは自分を表現するために比喩的な用法を必要としたのであり、それらはもともとと特有の意義をもっていたのである、というものです。その当時までは、「散文家たちの表現方法こそ本来のものであり、詩人たちのそれは非本来的なものである、最初に存在したのは散文による表現力であり、その次が詩という表現方法であった」、と考えられていたのですが、それは、ヴィーコがこの知見からしますと、全くの誤解である、ということになります。

さらに申しますと、ヴィーコのもうひとつの修辞学講義の手稿が今世紀の初めに発見されたのですが、それは、『新しい学』において独創的な発見をしてから後のヴィーコは、自分が職務として講じる修辞学を重要視しなかった、という見解を裏づけているように受け取られました。というのも、その手稿は、一七三八年度のものであり、その講義で引用されている「一七三〇年の」『新しい学』を踏まえたものでしたし、また、その判読を余りにも急いだため

に、この講義は比喩的な表現方法つまり諸々の比喩的用語法に関する部分を含んでいないかのように見えただけからで  
す。ちなみに、こういう予断を最初に与えたのは、クローチュエ<sup>(49)</sup>でした。

それにひきかえ、さらにもうひとつ別の未公刊手稿を研究できましたことは、私の誇りとするところです。それは、一七四一年度のヴィーコの修辞学講義を内容とするものであり、比喩的用語法論ならびに詞姿論を含んでいましたので、私はこれを基礎にして講義全体の完全な校訂版を初めて作ることができたのです。<sup>(50)</sup>

一七四一年度のこの講義からは、まず、原初的な言語は隱喩的な性格をもっているという『新しい学』での「発見の後もヴィーコにとって修辞学が価値をもち続けたということ」を証明することができます。次に、『新しい学』の方を「確定稿とするために」推敲するにあたって、修辞学のこの講義は、完全には無視することのできないほどの素材を「ヴィーコに」提供しております。さらに、ヴィーコは、ローマ法学の偉大さの論拠を挙げる際に法の歴史についての解釈を提出しておりますので、それをもとにして「法の歴史において」ローマ法が最も重要な位置をしめていく理由を再認識できます。そのうえ、傑出したラテン語学者でもあるヴィーコは、その講義のなかで、ラテン語は、法の諸々の決まり文句が莊重さをもっていたおかげで、まさに―良きラテン語の保護者としての―法学者によって、その純粹な形のままに守られてきた、と的確に述べております。彼は、法学者たちの文献がもっている専門的にしてかつ哲学的な価値は、医学にとつてのケルスの文献、農業にとつての大カトー、ワッロー、コルメラの著作、戦争術にとつてのヴェゲティウス、自然誌にとつての大プリニウスの著作と伍しても全く遜色のないものである、と賞賛しております。この点において、ヴィーコはモムゼンの見解の先駆者である、と申せましょう。モムゼンと言え、古典文献学者には法学者のラテン語を研究することの必要性を説き、そして、パンデクテン法学者や近代のローマ法学者たちには古典文化全体を研究する必要性を説くことにそのすべての仕事を捧げたことが想い出されるのです。<sup>(51)</sup>

さて、ヴィーコは、『弁論術講義』のなかの一章を「前述の、議論の三つの類のひとつである」訴訟類 *genus iudiciale* にあてております。私は、それを紹介しながら、特に、法の問題に関してその講義によって扱われている具体例、ならびに、ヴィーコが訓古的な修辞学<sup>(52)</sup>に加えた批判を見てみたいと思います。

〔三二〕 訴訟類に ついて DE GENERE IUDICIALI<sup>(53)</sup>

この類での弁論は、訴追者 *accusator* による告発原因 *intentio* と被告人 *reus* による反論 *depusio* とから成り立っている。すなわち、訴追者は「被告人が「これこれのことを」為した」と主張する。これに対して被告人は、あるいは「為されていない」と言って斥けるか、あるいは為されたということを認めるにしても、しかし訴追者が主張するような「属性あるいは名称を、為されたことはもっていない」と言って、または、「正当に為された」と言って防禦する。

訴追者の告発原因と被告人の反論とに基づいて、被告人が「為されていない」と言っている限り、「被告人が」為したのかどうか」という論題 *questio* が生まれ、訴追者の告発原因と訴追者が主張する「属性あるいは名称を、為されたことはもっていない」旨の被告人の反論とに基づいて、「被告人が」何を為したのか」という論題が生じる。最後に、訴追者の告発原因と「正当に為された」旨の被告人の反論とに基づいて、「被告人」が正当に為したのかどうか」という論題が持ち上がる。

「被告人が」為したのかどうか」という「第一の」論題に基づいて、「事実の存否の」推定に関わる争点 *status coniecturae* が、「被告人が」何を為したのか」という「第二の」の論題に基づいて、定義に関わる争点 *status definitionis* が、さらに、「被告人が」正当に為したのかどうか」という論題に基づいて、属性に関わる争点 *status qualifatis* が存在する。

それゆえ、争点とは、弁論がそこから由来するところのもののものであり、われわれが見たように、三種類あり、事実、名称、法に関わり、「別言すれば」推定、定義、属性に関わる<sup>(54)</sup>。

弁論の争点が見いだされると、被告人は、「自分の」反論の理由 *ratio* を提示する。但し、推定に関わる争点においてはこの限りではない。そこでは、否定することそれ自体が理由である。反論の理由に対して、訴追者は「自分の」告訴の基礎 *accusationis fundamentum* を対抗する。

被告人が対抗する反論の理由と訴追者が「それに対して」提出する告訴の主張 *accusationis firmamentum* とに基づい

て、裁判 *indicatio* が生まれる。裁判とは、それについて裁判官たちが判断を下さなければならず、そして、弁護人がそれを確言しなければならぬところの、主要な論題のことである。

われわれは、いくつかの範例によって具体的に示すこととする。「汝が「これこれのことを」為した」というのが告発原因であり、「私は為さなかった」というのが反論でありかつ反論の理由である。この告発原因と反論とに基づいて、推定に関わる争点が出てくるのであり、同時に、「為したのかどうか」という裁判が出て来る。「たとえば」「汝が私の意思に反してこっそりと持ち去った」というのが、告発原因である。「たしかに私は持ち去ったが、しかし盗を為したのではない」「というのが反論である」。この告発原因と反論とに基づいて、「被告人が」何を為したのか」という論題が生まれる。この論題においては、定義に関わる争点が出て来る。被告人は、「なぜなら、私は自分の物を持ち去ったのだから」と、反論の理由を述べる。訴追者は、この理由に対して、自分の告訴の基礎を、「たとえ汝の物であるとしても、しかし、汝は私に寄託していたのであるから、汝が持ち去った以上、汝は盗を為したのだ」というふうに対抗することがある。この反論の理由と告訴の基礎とに基づいて、「自分の物を他人に寄託していた者が「それを」こっそりと持ち去ったならば、盗を為したことになるのかどうか」という裁判が生まれる。

「また次の例」「汝が殺した」というのが訴追者の告発原因である。「私は殺したが、正当なのだ」というのが被告人の反論である。この告発原因と反論とに基づいて、「被告人が殺したのは、正当であったのかどうか」という、属性に関わる争点が出て来る。被告人は「なぜなら、私は自分の身を守るために殺したのだから」と反論の理由を述べる。訴追者の側では、反論のこの理由に対して、自分の告訴の基礎を、「汝の身を守るためであるとしても、人を殺しても罪にならないということが汝に許されているわけではない」と対抗する。反論のこの理由と告訴の基礎とに基づいて、「自分の身を守るためなら人を殺しても罪にならないということが人間に許されているのかどうか」という裁判が生まれる。

推定に関わる争点では、訴追者のトポスは、動機、可能性、痕跡である。

動機 *causa* には、「衝動的なもの」と「計算づくのもの」との二通りがある。衝動的なものは、怒りや憎悪のような激情から生まれる。計算づくのものは、犯罪によって、たとえば名誉とか富とか地位といった利益を得ようと図り、あるいは、貧困とか死とか不名誉といった不利益を避けようと図る場合である。

いずれの場合においても、「対象となっている」者たちの人柄が注意深く調べられるべきである。なぜなら、粗暴な者が殺

人を犯し、強欲者が盗みをはたしたり人を騙したりすることは、ありがちなことであるから。

可能性 *facultas* は、諸々の状況のなかに、つまり、目的を達して「犯罪を」隠して罰を受けずにいる見込みや場所・時間などといった事件の状況—個人的な事情はいうまでもない—のなかに置かれている。

痕跡 *signa* とは、「犯罪の」前・中・後にみられる言動をいい、たとえば、脅迫・計画・準備・待ち伏せ・騒々しさ・叫び声・逃走・血痕が付着した衣服や凶器、あるいは、疑心暗鬼・おどおどした態度・疲れた顔つきといった罪のあらわれ「である」。

たとえば、「被告人が僅かで当てにならない利益のために現在の確実なものを危険にさらすなどということは、ありそうにない」と述べて、動機と可能性を否定する「場合」。「あるいは」「死刑事件において弁護人を全く依頼してはいないくらいであるから、被告人には「犯罪を犯した」可能性が全くないことを、そのこと自体が十分に示唆している」「と述べる場合」。そのことが、これら「動機・可能性」を「完全には」否定しえないとしても、「動機を」弱め「可能性を」減じることは、確かである。

否定しようのない痕跡についても、それをかわしたり逆手にとる「ことができる」。「凶器には血痕が付着していたが」腕には付着していなかった」とかわし、「逃走したのだから、殺した「に違いない」と言うが、殺したのなら決して逃走しはしなかった「はずだ」とも言ううる」と逆手にとる。

定義に関わる争点では、諸々のトポスは両当事者に共通「して存在する」。各当事者ができるだけ多くの定義をすることは、共通感覚と適切な言葉のもつ力とによって *ad comminem sensum et vim verbi accommodare* 可能である。

同じような形で語った他の人々の、類似する例を引用したあとで、「各当事者は」自分の定義を補強し、相手方の定義を否定する。たとえば、訴追者は、「盗とは、他人の占有を横取りすることである。しかるに、使用することは物の占有者に属しており、寄託された物「の使用」は一定期間われわれ「受寄者」に属している。そして法学者たちはこのように考えている」と言う。被告人は、「盗とは他人の物を有体的に持ち去ることである。しかるに、有体物以外のものは、有体的に持ち去ることができない。使用は有体物ではない。すべての者が通常はこのように考えており、一般にそう解されている」と言う。

さて、属性に関わる争点には、道理に基づくもの *rationalis* と法律に基づくもの *legalis* の二通りがある。道理に基づくものは、「正当に為されたのかどうか」とい論題において現われる。自分の身を守るために人を殺したという、われわれが

さきに挙げた例。そこでは、私は、人類の法則である道理「自力救済」を正当性の拠り所として理解する。

為されたことの正当性は、あるいはは無条件的に absolute、あるいは条件的に assumptive、二通りの方法で防禦される。無条件的には、自然の本性、人々の一般的な同意、専門家の意見、われわれの国家の法律、慣習、制度、取り決め、先例、既判事項を引き合いに出して、単に、為されたことは正当に為されたのだ、われわれが防禦する場合「をいう」。条件的には、為されたことは、それ自体としては正当ではないが、外部から付け加わった何らかの事由のゆえに正当なのである、とわれわれが異議を申し立てる場合「をいう」。それには、比較 comparatio、相関関係 relatio、転嫁 remotio、讓歩 cessio という、ちょうど四通りものがある。

比較によるのは、必然的に生じざるをえない二つの悪の間で、より小さい方が選ばれた場合「をいう」。たとえば、「軍の全滅と恥ずべき条件での和睦の受諾との間で、和睦を結ぶ方を選んだ」「という主張」。

相関関係によるのは、害悪あるいは損害を蒙った当人の側にも落度があった場合「をいう」。

転嫁によるのは、たとえば、当局の命令とか馬の猛進といった別の出来事や別の人物に責を帰する場合「をいう」。

讓歩によるのは、たしかに不正「を為したこと」を認めるが、あるいは為されたことについて謝罪し、あるいは罰を受けないように懇願する場合「をいう」。故意によるものではなく、「あるいは」氣づかずに、「あるいは」必要に迫られて、「あるいは」偶然に、為されたのだ、と弁明することによって、われわれは為されたことについて謝罪する。われわれの、あるいは、われわれの家族の国家に対する功績を申し述べて、または、自分たちが将来は国家のために役に立つであろうことを確約することによって、われわれは懇願する。

法律の属性という争点は、法律の意味という論題において現れる。それには、「法律の矛盾 leges contraria」 「文言と精神 scriptum et sententia」 「演繹的推論 ratiocinatio」 「曖昧や ambiguum」 「転移 translatio」という五つの部分がある。

法律の矛盾とは、同一の法律が自己矛盾しているとみられたり、あるいは、二つの法律が相互に矛盾しているとみられる場合である。たとえば、ある法律が、「謀反「の企て」を密告する者は、どんなものでも望むだけの褒賞を得る」と定め、別の法律が、「国家に対して謀反を企てる者は、死刑に処す」と定めている場合、密告者が、謀反の企てを共謀した自分の息子を処刑しないという褒賞を請求する「ときに、二つの法律の矛盾が生じる」。このトポスは、優先して遵守されるべきは国家に

より多くの利益をもたらす方の法律である、「という原理によって」支配されている。

文言と精神という争点は、立法者の意思が書かれたこととは違っているとみられる場合に、現れる。たとえば、「町の防壁に上る者は死罪を犯す」「ものである」という法律がある。援軍が遠くない所まで来ているので、困難な状況に駆られて降伏したりしないように、と「防壁のなかにいる」同胞に伝えるために、ある者が包囲されている町の防壁に上った。この連絡によって、住民はもう何日か包囲に耐えた。ほどなく援軍が到着し、町は解放された。防壁に上る者は死刑に処せられるべしというのが、法律の文言「である」。立法者の意図は、町が安全であり、そればかりか住民が無事であるようにというものであり、ある者が防壁に上っても、「町が」安全でないことに変わりがなければ、この限りではない。<sup>(55)</sup>

この争点では、両当事者においてトポス「を発見する」手続き「は、どのようなのか」を「聴講者諸君に」示すことが、望ましい。「以下では、それを示すこととする」<sup>(56)</sup>。

《精神と文言という、属性に関する争点における弁論の構想の例》

修辞家たち自身によって一般に説明されているような弁論の構想が、いかに空虚で貧しく、ときには、子供じみており滑稽でさえあるかを聴講者の諸君に例を挙げて示すために、「文言と精神について」と言われ、立法者の意思が書かれていることとは違っているとみられる場合、と定義される、属性に関わる争点に位置している論題を取り上げることとする。

《立法者の精神に反して法律の文言を優先させる「例」》

法を擁護する者は、人々の歎心をかわんがために、まず、「次のように」に語る。余は不埒な市民よりも法律の方を擁護する。余が告訴に踏み切ったのは、人気取りや憎悪や功名心からではなく、それによって国家の安寧が保持されているところの、法律の神聖さが守られんがためである、と。続いて「この修辞家は次のように」説くであろう。法律はなにびとによっても侵されるべきではないほど神聖であり、したがって、法律は如何なる私人によっても「これを侵すことが」許されないことを旨とする。明瞭な文言によって書かれているのに、「それが」無視されるなら、法律に対して暴力が加えられているのである。特に、為されたことが「その」法律によって禁止されていると考えるのが明らかに相当である場合に、古の法学は、「法律の文言を尊重せずに」法の擬制によって、為されたことを為されてはいなかった、とした。そういうことは、法律によって「すでに」処理されているのに。「かの修辞家は」法律の立法者の知恵を賞賛し、「立法者は」当該事項を予想していたが、それについて法律のなかで「わざわざ規定を置くような」配慮をしなかったのだ、推論するであろう。「彼はさらに語るであ

ろう。審理する者の裁量は抑制されるべきであり、法律に例外を付け加えることが許されるなら、恣意の扉が開け放たれてしまう。例外とは、立法者たちの無知に帰せられ、かつ、法律の權威を失墜させる欠陥に他ならない。ひとりだけに対する過度の厳格さは、その他の者に対する行き過ぎた寛大さであるが、ひとりの者に対して法律の厳格さを及ぼすことは、それ以外のすべての者に対して法律の尊嚴を示すことになる、と。そして、「かの修辭家は」厳格法を支持して下された先例を集める。その最も重要なものは、「マンリウス・トルクァントウスの息子は、敵を敗って勝利をもたらしたのに、「その際に父の命令に服さなかったので」父によって告訴されて有罪とされ、「父の」命令を侮蔑したかどで死刑に処せられた」「という例である」<sup>(57)</sup>。最後に「かの修辭家は」、そのうちにすべての法律を墮落させ、国家を根本から滅ぼすことになるであろうような、悪い見本を挙げて、「被告人に対する人々の」憎悪をかきたてるのである。

《法律の文言に反して立法者の精神を優先させる「例」》

しかし、ある者がこの事件において衡平を支持する場合には、人々の賛同を得るために、まず、「次のように」言うだろう。余は、立法者に従わんがために、法律に照らすと被告人であるような者を弁護することを決意する。立法者の意思に従った者のために弁論を行う者こそ、実は、立法者を擁護しているのである、と。そのあとで「この修辭家は次のように」説くであろう。衡平こそすべての法の母であり、厳格法の緩和こそ利益である。このことを約束するのが法律学、すなち善と衡平との術、つまり共通の利益なのである。書記の職にある者は法律の文言に固執するが、これに反して、法律家は「法律の」真髓を把握する。法の極み<sup>(58)</sup>「法の厳格な解釈」は、人類をしばしば過誤へと導くのであり、「法の極みは不正の極み」という格言にまでなっている。文言は法律に仕えるのであって、法律が文言に仕えるのではない。文言への固執を誇示し立法者の精神を蔑ろにすることは、法律を欺瞞することであり、法の「文言」によって「自分の身を」庇護してもらって法の精神を非難する者は、裏切り者に等しい。属においては正として予定されていることが種において不正とされないように、立法者の尊嚴を守るべきである。したがって、立法者の意思が守られるためには、法律の文言から離れる必要がある。例外とは法律の欠陥であるから出来るだけない方が良い「というのは、間違いであり、例外とは法律の」補正なのである。実際、立法者は、頻繁に生じるようなことを彼の法律によって捕捉するのであり、これに反して、すべてを予見するような賢者が存在したためしがないのであるから、それ以外のことは裁判官の裁量に委ねるのである。当該の事実について仮に立法者が判断を下していたとすれば、彼がそれを除外したであろうことは、十分に推測される。厳格さは抑えられるべきであり、法律を柔軟にすることが望ま

れる。法律は、対象がそれに合わせるのではなくてそれが対象に合わせるレスポスの定規<sup>(59)</sup>のように、適用されるべきである。「被告人は」この事件において国家の利益を守ったのであり、国民を救うことこそすべての法律の女王である、と。「かの修辞家は」最後には、被告人は彼の祖国を救ったのに死刑に処せられようとしている、すべての者が救われたのに彼ひとりだけが死を賜ることが祖国愛が受ける褒賞とは、「と述べて、人々の」同情を誘うであろう。

弁論家が、文言と精神を争点として訴訟に持ち出しうるようなすべての事件と、表明するに足る議論とを、これらのトポスに基づいて選び出すには、以上のような構想の理由は余りにも子供じみている。「そのことに、」すでに挙げた例から気がつかない者があるうか。この争点でのこれらのトポスは「両当事者に」共通しているのであるから、この争点では、真の弁論であるという賞賛は、「選択されたトポスの」適切さにかかっている、とキケロによって言われているのである。

《演繹的推論という法的争点》とは、適切な法律が何ら制定されていない場合に別の法律に基づいて推論されることを言う。法律家の言い回しによれば、「結論として法律を獲得すること」である。法的な論争問題の殆どがこの争点に位置している。

この争点では、主たるトポイは、「類似しているから」、「異なっているから」、「矛盾しているから」、「合同であるから」、「正反対であるから」、「目的からして」、ならびに、「比較してみると」、「より大きいから」、「より小さいから」、「同等であるから」といったトポスである。

《曖昧さ》とは、文言が複数の意味を受け取る場合である。たとえば、「statuam auream hastam tenentem」を私はティティウスに遺贈として与える<sup>(60)</sup>。「という遺言」。与えられるべきは槍をもっている・金製の彫像なのか金製の槍なのか、が曖昧である。

このトポスは、事物ならびに関係者の諸状況によって支配されている。

《転移》とは、訴追者、裁判官、訴訟、時期、場所が変更されるべき場合である。訴追者が「破廉恥の」汚点がついているために訴追資格をもっていない場合、「裁判の知識をもっていないことを理由とする」裁判官の「更迭」、「犯罪に基づくのではなくて、契約に基づくことを理由とする」、「あるいは」、「原告はこの書式ではなくて別の書式に基づいて権利を追求すべきであることを理由とする」訴訟「の変更」、「弁済期はまだ到来していない」という理由での時期「の変更」、「たとえば、被告人はナポリではなくカープアに召喚されるべきである」という理由での場所「の変更」。

ところで、弁論のこの類「Ⅱ訴訟類」においては、以上に列举された法的争点とは別の独特なものが存在しているわけではない。法律の矛盾、文言の精神、演繹的推論、さらには、曖昧さ、といった「争点が」弁論を形づくっているのである。したがって、これらの論題において弁論の争点とはどのようなものであり、まさにこの争点におけるトポイとはどのようなものであるのかは、上述のことに基づいて探求されるべきである。

これでお判りのように、ここでは、「訓古的な修辞学が依拠する、」たとえばケケロやクインティリアヌス(61)において見られるのと同様の事柄が述べられています。しかし同時に、ここでの本題である法学的観点からみますと、法律解釈論が余すところなく示されていますし、文言と意思との対立、盗ならびに寄託の性質、社会の基本法則としての自力救済についての言及、法的な帰責という問題、原則に対する例外を当該の法律にその局面では欠陥があるからだと理解する可能性、あるいは逆に、例外を法律の補正でありその不都合を埋め合わせるものであると理解する可能性も指摘されています。最も重要なのは、法的擬制という技術への言及です。ヴィーコは、古い形式主義にもかかわらず法務官法や法学によって政治的共同体の諸々の展開がもたらされてきたことの原因を、ここに求めています。さらに、国家の利益という欠くことのできない判断基準や、「法律の」曖昧さ、類推、裁判管轄といった論点も挙げられています。同時に、これらの修辞学上の補助手段を軽視する傾向に対しては厳しい批判を加えています。

以上のことについては、これぐらいいいたします。ヴィーコは、政治と法とは切り離されてはいないのであり、そして、修辞学とは両者のこの関連を把握してそれを実り多いものとする手段なのである、ということを実際に示しているのです。そこでいう修辞学とは、上手に語るための術ではありません。それは、政治的共同体の構成員たちのあいだで用いられるべき説得の技術であり、したがって、「真なることと当然にそうあるべきことを熟考し、訴訟に持ち出し、表明することを」教示する、真の哲学なのです。(62) ヴィーコは、このような基礎のうえに、公共の利益のみ

によって命じられるものとして、しかも、一自然的衡平とは違って一法の厳格さをあくまでも具現した措置として、<sup>(63)</sup>  
 政治的共同体に関わる衡平という構想を展開したのであり、それは、国家理性に相当するものなのです。さらにヴィ  
 ーコの言葉で申しますと、それは、「法律の」意思に基づく規則とは違って文言に基づく規則であり、真なるもので  
 はなくて、確実なもの、つまり法律のあるがままの内容なのです。この意味において、政治的共同体に関わる衡平  
 は、『新しい学』のなかで繰り返されており、「ヴィーコによって」典拠とされていることが明らかな、学  
 四〇、九、十二、一「そのことは非常に苛酷ではあるが、法律にはそう書かれている」というウルピアヌスの法文  
 についての解釈と関連しています。<sup>(65)</sup> 他方、政治的共同体に関わる衡平の特徴は、民衆がそれについては無知である  
 という点にあります。「民衆は、自然的衡平を用いることに精通してはいるが、政治的共同体に関わる衡平には通じて  
 いない。民衆は、……自然的衡平しか理解していない」「とヴィーコは述べています。<sup>(66)</sup> このように確認いたします  
 と、貴族制において展開される法と政治との一体的な活動の型と民主制において展開されるそれとを対比するきつ  
 かけが与えられますし、それ以後の歴史的展開を、「善と衡平の術」という法の理念へと最終的には到達するものとし  
 て考察することが可能となります。このようにしてヴィーコは、統治形態ならびにそれと結びついた法の歴史的展開  
 のなかでみられる道理を示したのです。<sup>(68)</sup> 国家理性すなわち政治的共同体に関わる衡平を形づくっているいくつかの  
 のは、たとえこの国家理性が（たとえば貴族制や上層階級による統治といった）特定の統治形態をもはや反映してい  
 ないとしても、君主制のもとで現実化した政治と法との新たな一体的関係においても存続するのであり、ヴィーコに  
 よれば、君主制こそ法学の完成を意味しています。ヴィーコは、法から出発して弁論術を経て人間の歴史全体にまで  
 及び、『新しい学』によって理論的な知と実践的な知との統一的なヴィジョンに到達したのですが、そのモデルは、  
 まさに法学者なのです。

以上のことが、ヴィーコの講義がもっている意義であります。それでは、この講義がもっている非凡な現実的な意味を考察することにいたしましょう。ロー・スクールにおける法学教育についてアメリカの法律家たちが大きな不満を抱き議論をたかかわせていることを、皆様もご承知のことと存じます。もう随分まえのことですが、イェールのロー・スクールを *School of Law and Jurisprudence* に改組することが提案されましたときに、法は、歴史的に、比較法的に、分析的に、批判的に、その歴史的展開を踏まえながら教授されるべきである、と言われました。その理由は、法を履修する目的は、法の将来の展開を方向づけ、法の適用を改善し、立法の仕方を改良することにある、というものでした。しかし今日でも、つい最近の論文によりますと、アメリカでは実務的職業に方向づけられた専門化がますます進んでおり、法の社会的なコンテキストをもっと顧慮して、もっと批判的に、もっと多元的に法を学ぶ方向に進むどころか、法規範にへばりついている、という事態が批判されています。そういうわけで、法学学習のカリキュラムに歴史や社会学や道徳哲学<sup>(70)</sup>といった科目を取り入れるようにという提案がなされ、法とは政治的なものである、という点にその理由が求められています。具体的に申しますと、こんにちのアメリカにおける法学改革は、法を社会科学としてあるいは実践哲学としてあるいは歴史として考察することを意味します。これは、ヴィーコと同じ立場です。

しかし、たとえばドイツやイタリアのように、法典によって統治されている法典法の国々におきましても、法的思考は、こんにちではもはや、伝統的なそれ、つまり体系的なかつ論理的・演繹的な思考ではありません。トピックと結びついた問題思考であり、つまりは修辞学の再発見<sup>(71)</sup>です。フィーヴェク以外にもエッサーやその他の多くの学者を挙げることができましようが、体系的方法とトピックの方法とのあいだの相異を明確な形で明らかにした功績は、フィーヴェクのものと言えましよう。彼が直接にしかも具体的にヴィーコに注目しているということを申し添えておきま

す。<sup>(72)</sup> 同様のことは、哲学的ヘルメノイティクの現在のすべての傾向についてもあてはまります。それらの首唱者は、ガダマー<sup>(73)</sup>、それに私の恩師にあたるベッティ<sup>(74)</sup>です。このように、法を解釈として理解すること、ならびに、法の解釈という考え方は、ヴィーコの思想の深く鋭い現代性と、賢慮としての法つまり実践哲学としての法という彼の立場のアクチュアリティとを確認するに十分な根拠を提供しているのです。では、近時のしかもごく最近の、法に関する方法論はどんなことを提案しているのでしょうか。最後に、この点について申し上げることにいたします。

こんにち広くみられる支配的な法理論は、批判的なかつ記述的な法理論であり、法律をその対象としております。しかし、法律は社会の紛争を解決する際に部分的にしか役立たないひとつの手段にすぎない、ということ、この法理論は見落としています。その結果、このような法理論は、法典はすべての解決を含みうる、と考えてしまいます。そのため、「法典化されることなく」絶えず増え続ける新しい特別法に対しては、日々防戦せざるをえなくなります。それなら、ということ、で模索されたのが、法律を適用する立場にある裁判官の活動の方へと「考察の」重心を移すことでありました。事態は好転いたしませんでした。法学者は、もっと錯綜した問題に直面してしまったのです。そういうわけですから、たとえば、議論の理論に基礎をおくペレルマンの『法論理学—新しいレトリック』<sup>(75)</sup>によって示されたような、あるいは、もっと直接的に「法学に關わるかたちで」は、たとえばハフトによって『法学的レトリック』<sup>(75)</sup>という最新の教科書のなかで提案されているような、新しい道をたどることが必要となるのです。諸々の状況ならびに諸々の法的解決の基礎にある諸価値を合理的なしかも言語学からみて正確な方法で構成し、それらを利害関係者たちに情報として伝達して、説得によって合意を獲得する、そして、このようにして、絶対的な真理ではなくて多数の者の同意に依存する真理を保証し、最終的には、カオスのなかで秩序を樹立する、これらの可能性を法学的レトリックは認めております。

このような新しい方法論が承認されるべき価値をもっているというのは、明らかであるように思われます。しかし、それは目新しいものではありません。もう一度申し上げますと、それは、ジャンバッティスタ・ヴィーコがすでに提示していたことなのです。

それでは、締めくくりに入ることになります。私は、福岡で非常に心温まる歓迎を受けましたし、この地に滞在したことは、私の生涯の最良の思い出のひとつとなることでしょう。私の感謝の徴として、私は、ヴィーコの『弁論術講義』をイタリアに戻って完成させましたなら、その初版本を九州大学法学部にお贈りしたいと思います。そのことが、すべての国々の法学者たちを結びつけるだけでなく、過去の法学者たちと現在ならびに将来の法学者たちをつなぐ精神的共同体のきっかけとなれば、幸に存じます。この希望を申し上げます。ありがとうございます。

「クリフォ教授による追記」

九州大学の皆様、私は、貴大学の本当に厚い歓迎に対して、改めて御礼を申し上げます。福岡の地で、私は、快適に過ごすことができましたし、研究を十分に進めることもできました。そして、たくさんの方を学ぶことができました。また、私は、スタッフの皆様、に対しては申すまでもなく、ローマ法ゼミナールでの大変に充実した時間をわれわれと共にして下さった、助手、院生の方々、とくに、児玉、鹿野、今泉、松尾、田中の諸姉姉に対しても、心からの感謝を申し述べたいと思います。これに報いる最良の方法は、もちろん、学問上の新しい知見を貴大学においてお話しすることにあります。私は、私のヴィーコ研究の成果の一部をすでにベルリンならびにパリで講演いたしました。私は、このたび、その集大成を皆様にお伝えしたいと思っております。このようにして、九州大学の

皆様をベルリンやパリで私の講演を聴いて下さった方々とのひとつの精神的な結びつきへと誘うこといざなによって、私は、私の深い感謝の念を皆様にお示しできれば、と思います。（一九八七・一一・一〇）

〔訳注〕

- (1) 本稿は、一九八七年六月に外国人特別招請教授として九州大学に迎えたジュリアーノ・クリフォ教授 (Prof. Dr. Giuliano Crifò, 1934-) の法政学会 (同年九月十四日) における講演『Vico, la retorica e il diritto romano』の翻訳である (クリフォ教授の経歴・業績などについては、本稿末尾の付記を参照していただきたい)。講演原稿は、イタリア語版と (クリフォ教授による) そのドイツ語訳とがある。訳出にあたっては、前者を基本とし、後者を適宜参照した。「」内は、訳者による補充であることを示す。また、原稿執筆にあたってクリフォ教授が利用することができたのは、本学図書館所蔵の範囲でのヴィーコ文献であったことを、お断りしておきたい。ヴィーコからの引用部分の訳出については、注(2) 掲記の邦訳を利用させていただいたが、講演本文との関係で訳語を部分的に改めさせていただいた箇所があり (当該個所に傍線を付して適宜注記した)、関係各位の御寛恕をお願いしたい。なお、訳注を付するにあたっては、講演の趣旨の理解に資することを第一義とし、クリフォ教授がすでに発表されている後掲のヴィーコ論を参考とした。訳出に際して数々の貴重なご助言を賜った方々にお礼申し上げます。
- Giuliano Crifò, Die Tendenz zur Vereinigung des Getrennten : Jurisprudenz und Politik im Denken Vicos, in : Wissenschaftskolleg—Institute for Advanced Study—zu Berlin Jahrbuch 1982/83, 1983, 67-80. (Wissenschaftskolleg ヲ引用)。
- Id., Ulpiano e Vico, diritto romano e ragion di stato, in : Sodalitas. Scritti in onore di Antonio Guarino 5, Napoli 1984, 2061-2085. (Sodalitas ヲ引用)。
- Id., Droit et rhétorique chez Giambattista Vico, in : Mélanges offerts à Raymond Vander Elst, Bruxelles 1986, 101-111. (Mél. Elst ヲ引用)。
- Id., Sull' uso vichiano della giurisprudenza romana, in : Studi in onore di Cesare Sanfilippo VII, 1987, 232-

249. (St. Sanfilippo 以下引用)。

- (2) ヴィーコの生涯については、清水幾太郎『倫理学ノート』(岩波書店、一九七二)二一九以下、同責任編集、清水純一・米山喜晟訳『世界の名著ヴィーコ』(中央公論社、一九七九、以下では中公版として頁数と「小区分番号」とで引用)一七以下、上村忠男・佐々木力訳『ヴィーコ学問の方法』(岩波書店、一九八七、以下では岩波文庫版として引用)一九九以下の解説を参照。なお、上村忠男『ヴィーコの懐疑』(みすず書房、一九八八)をも参照。
- (3) Giambattista Vico, *Institutiones oratoriae a cura di G. Crifò*, Ist. Un. di Magisterio Suor Orsola Benincasa, Napoli [印刷中、一九八八年六月末現在、未刊]、なお、後注(50)′(53)。
- (4) Cfr. Vico and Contemporary Thought, ed. by Tagliacozzo, Michael Mooney, Donald Philip Verene, Macmillan Press 1980.
- (5) 本書の第一版は一七二五年に出版され、これを全面的に書き改めた第二版の刊行は一七三〇年である。第二版の増補改訂版は、ヴィーコの死後数カ月の後に公刊された(一七四四年)。中公版所収の『新しい学』は、一七四四年版をヴィーコの残存手稿などによってニコリーニ Fausto Nicolini が補訂し注解を付した一九二八年版を底本とする全訳である(中公版・解説三九)。また、『新しい学』におけるヴィーコ思想を説明する貴重な試みとして、上村・前掲書一七五以下を参照。なお、本書の表題にある *nazioni* とは、クリフォ教授によれば、その近代的意味での国民ではなく、Judisch, Keltisch とういう意味での諸民族を指す。この単語は「ヴィーコによっては或る何らかの政体 (*governo, ordine civile*) のもとに組織された人々の共同体を指すものとして用いられている」との理解(上村・前掲書二一九注1)もクリフォ教授のそれと矛盾するものではないことについては、後注(14)を参照。
- (6) ヴィーコの認識論については、カール・レーヴィット、上村忠男・山之内靖訳「ヴィーコの基礎命題へ真なるものと作られたものとは置換される―その神学的諸前提と世俗的諸帰結―」思想一九八七年第九号、一〇七―一四三を参照。
- (7) 中公版一六〔一三〇〕、一五八〔三三五〕、五五一〔二一九〕など。
- (8) 中公版一八八〔三九四〕以下、五五一〔二一九〕など。ヴィーコの近世自然法論批判の詳細については、上村・前掲書一七九以下を参照。
- (9) Giambattista Vico, *Die Neue Wissenschaft über die gemeinschaftliche Natur der Völker*, Nach der Aus-

gabe von 1744 übersetzt und eingeleitet von Erich Auerbach, Berlin/Leipzig (o. J., aber 1924), 15. なお、中公版・解説一一。

- (10) ヴィーコ・ルネサンスについては、中公版・解説一九以下。ヴィーコ研究の動向については、アンドレア・バッティステイーニ、石村多門訳「ヴィーコ研究の現状」思想一九八七年第二号、二九一―三四三を参照。
- (11) クリフォ教授の手法は、ヴィーコの著作をその出版順に分析することを通して思想の一貫性を確認する点に特色があり、これは本講演でも見られる。Cfr. Wissenschaftskolleg 71; Sodalitas 2070; St. Sanfilippo 236.
- (12) 岩波文庫版は本講演の全訳である。一連の開講講演については、同・解説二〇二以下を参照。
- (13) 『新しい学』は、その第一版から一貫してピエール Pierr Bayle (1647-1706) を論敵としてつづける。
- (14) *il mondo delle nazioni o sia mondo civile*. クリフォ教授によれば、*il mondo civile* は *il mondo naturale* との対比において *Kultur* の世界を意味する。したがって、*il mondo delle nazioni* もすでに人為性を含意している。そしてヴィーコは、この人為性を政治・法のうちにみるのであるから、*civile* は「政体」という意味をもつことになる（前注5）。以下では、近代国家との混同を避けるために、*civile* を「政治的共同体の」、「政治的共同体に関わる」と訳す。なお、*civile* のこのような用法については、石川武「いわゆる『市民政府論』（ロック）に関する覚書（一）」北大法学論集36巻1/2合併号（一九八五）四三五―四五八が示唆に富む。
- (15) 中公版一一八〔一三八、一三九〕、一二三〔一六三〕。
- (16) *Great Jurists of the World*, ed. by John Macdonell and Edward Manson, London 1913, 533.
- (17) Cfr. St. Sanfilippo. この論文においてクリフォ教授は、ヴィーコが各著作で利用したローマ法文を精査し、ニコリーニ（前注5）が付した注解は再検討され修正されなければならない」と述べている。後注（66）をも参照。
- (18) 前注（16）。なお、同書所収のヴィーコ論は、Vico, by Michael Rafferty, 345-389.
- (19) クリフォ教授は、シュルツ（Fritz Schulz, *Principles of Roman Law*, Oxford 1936, 19ff.）に代表される、ローマ法をその社会的コンテストから切り離して考察する研究方法に批判的である。Vgl. Criffo, *Krise der Republik und juristische Werte*, in: *De iustitia et iure, Festgabe für Ulrich von Lübtow zum 80. Geb.*, Berlin 1980, 53-68 (bes. 55, 63). なお、ローマ法の学際的研究の必要性については、二十六名のローマ法学者からのアンケート回答

[LABEO 19 (1973) 42-85, 185-195] をも参照。

- (20) これらの諸傾向については、田中成明「法哲学・法学・法実務―法的議論と裁判手続をめぐって」長尾龍一／田中成明編『現代法哲学』実定法の基礎理論（東京大学出版会、一九八三）三一―三九を参照。法解釈方法論史におけるその位置付けについては、磯村哲「法解釈方法論の諸問題」同編『現代法学講義』（有斐閣、一九七八）八五―一二四。なお、後注（43）～（45）。

- (21) ヴィーゴにおける知識 *scientia* と賢慮 *prudentia* との対置については、岩波文庫五八。現代の法理論との関連では、植松秀雄「レトリックの法理論―法の賢慮と法律学」長尾龍一／田中成明編『現代法哲学―法理論』（東京大学出版会、一九八三）一〇三―一三五を参照。

- (22) CMA<sup>6</sup>, col titolo : Della vera istoria del diritto romano.

- (23) 三つの基本形態の継起的展開については、上村・前掲書一九七以下を参照。

- (24) 中公版四六五「九五二」～四六六「九五三」を引用する。但し、区分番号は省略する。

- (25) *le sottigliezze delle parole*. 中公版四八八「九九三」に言う、法律用語の厳密な取り扱いを参照。

- (26) 中公版一三七「二四四」最初の間人たちは、家族状態のもとで人間を人間に従わせて、やがて来たるべき都市国家のもとで人間が法に従うように準備する必要があった。

- (27) 中公版一九二「四〇一」諸民族の初期沈黙時代に使われ始めた最初の言語は、合図であり、身振りであり、もしくは（表現しようとする）観念と自然の繋がりをもった物体であったに違いない」、同二一〇「四三四」。

- (28) 中公版五一〇「一〇三〇」初期の民族たちは、……象徴的握取行為にもとづき、あらゆる市民生活上の取引を、法定の行為を用いて行った……法定の行為とは、まだ物を言わなかった民族の厳粛な儀式であったに違いない」。

- (29) *il rigore della civil equita*. 自然的衡平と政治的共同体に関わる衡平との対置については、岩波文庫版・訳注一九二を参照。なお、後注（64）。

- (30) *le lingue e le lettere che si dicono «volgari»* といひ、中公版二一四「四四〇」の叙述からして、アルファベットを指す、と解される。

- (31) *Pomp. lib. sg. enchiridii D. 1, 2, 2, 35 : ...ex omnibus, qui scientiam nacti sunt, ante Tiberium Coruncan-*

- ium publice professum neminem traditur... 学一、二、二、三五（ポンポニーウス、法学通論単行書）「法の」知識を有するすべての者たちのうち、ティベリウス・コロンカーニウス「前二八〇年、コーンスル職」以前には、誰も公に「それを」教授しなかった、と伝えられている。Vgl. Fritz Schulz, *Geschichte der römischen Rechtswissenschaft*, Weimar 1961, 13. なお、神官による法知識の独占については、小菅芳太郎「神官の解答活動（市民法の法源）」北大法学論集15巻4号（一九六五）六五六―六七六を参照。
- (32) 中公版一一七「一三三」。
- (33) 岩波文庫版九二―九三を引用する。Cfr. *Sodalitas*, 2071.
- (34) *Sodalitas*, 2071 n. 50 には、ラテン語の純粋なもまた法学者によって保持されたことをヴィーゴが指摘している。この注記がある。
- (35) *Ulp. lib. 1 regl. D. 1, 1, 10, 2*: iuris prudentia est diuinarum atque humanarum rerum notitia, iusti atque iniusti scientia. 学一、一、十、二（ウルピアヌス、法範第一巻）「法の賢慮とは、神事および人事の知識であり、また、正と不正の識別である」。
- (36) *Ulp. lib. 1 inst. D. 1, 1, 1, 1*: Cuius merito quis nos sacerdotes appellet: iustitiam namque colimus et boni et aequi notitiam profitemur, aequum ab iniquo separantes, licitum ab illicito discernentes, bonos non solum metu poenarum, uerum etiam praemiorum quoque exhortatione efficere cupientes, ueram nisi fallor philosophiam, non simulatam affectantes. 学一、一、一、一（ウルピアヌス、法学提要第一巻）「われわれを神官と呼ぶのは、当を得ている。なぜなら、衡平と不衡平とを分け、許されていることと許されていないことを区別し、単に刑罰の威嚇によるのみならず、褒賞を期待させることによって人を善導することを熱望し、—私の思い違いでなければ—みせかけではない、真の哲学を希求しているわれわれは、正義を司り、善と衡平の知識を宣示するからである」。後注(67)。
- (37) *De uno. de opera proloquium*. なお、『新しい学』における「権威 auctorita」という用語については、中公版一六七「三五〇」一八五「三八六」、上村・前掲書一九七以下を参照。
- (38) *status et iuris* 後注(54)。Cfr. Hugo Grotius, *De iure belli ac pacis*, 1625, *Lib. II, Cap. XVI, De inter-pretatione*; Johannes Stroux, *Römische Rechtswissenschaft und Rhetorik*, Potsdam 1949, 104.

- (35) Giambattista Vico, *Von dem einen Ursprung und Ziel allen Rechts*, hrsg. v. Ferdinand Wagner und F. A. Westphalen, *übersetzt v. Max Glaner*, Wien 1950, 11-13 を引用する。
- (40) 丸括弧内はケイン語版編者による注記。なお、A・セウエルス帝の國務顧問會議議長 *consiliarius* であるたウルピアヌスの殺害(ギボン著、中野好夫訳『ローマ帝国衰亡史』一九七六、筑摩書房、一七三以下、一七八)は、かつては「二二八年」とされていたが、一九六六年に発表された研究以降、こんにちでは「二二三年説」が支配的である。Cfr. Crifò, Ulpiano. *Esperienze e responsabilità del giurista*, in: *Aufstieg und Niedergang der römischen Welt* II-15, hrsg. v. H. Temporini und W. Haase, Berlin/New York 1976, 708-789 (764ff); Tony Honoré, Ulpian, *Oxford* 1982, 40ff.; Crifò, *Zeitschrift für Savignystiftung*, Rom. Abt. 102 (1985), 601-612 [Besprechung von Honoré, Ulpian].
- (41) 近世における哲学と法学との間に緊密な関係が成り立つたことに注目する研究として、Donald R. Kelley, *Vera Philosophia: The Philosophical Significance of Renaissance Jurisprudence*, *Journal of the History of Philosophy* vol. 16 (1976), 267-279. Cfr. Crifò, *Per lo studio di alcune influenze romanistiche Nota Prima*, in: *Studi in onore di Arnaldo Biscardi V*, Milano 1984, 1-13 (11ff.).
- (42) Cfr. *Mél. Elst* 110.
- (43) Theodor Viehweg (1907- ) . *ders.*, *Topik und Jurisprudenz*, München, 1. Aufl., 1953; 5. Aufl., 1974 [植松秀雄訳『トピクと法律学—法学的基礎研究への一試論』木鐸社、一九八〇]。クリフォ教授は本書のイタリア語版の訳者である [Th. Viehweg, *Topico e Giurisprudenza, a cura di Giuliano Crifò*, Milano 1962]。なお、フーヴェク研究として、松坂佐一「法律学におけるトピカとレトリケー」同『民法解釈の基本問題』(名古屋大学出版会、一九八五)三二二—三四八。岩倉正博「法教義学と法探究学—フイーヴェクの法学観研究ノート—」民商法雑誌八二巻二号(一九八〇)一四六—一七三を参照。
- (44) Chaim Perelman (1912-1984). *Id.*, *Logique juridique, Nouvelle rhétorique*, Paris 1<sup>re</sup> éd., 1976; 2<sup>e</sup> éd., 1979 [江口三角訳『法律家の論理—新しいレトリック—』木鐸社、一九八六]。 *Id.*, *L'empire rhétorique/rhétorique et argumentation*, Paris 1977 [三輪正訳『説得の論理学—新しいレトリック—』理想社、一九八〇]。クリフォ教授は、前者

- のイタリア語版の訳者でもある [Traduzione e note di Ch. Perelman, Logica giuridica—nouva retorica, Milano 1979]。なお、ペレルマン研究として、小畑清剛「レトリックと法・正義—Ch.ペレルマンの法哲学研究」法学論叢一一二巻六号（一九八三）五一—七三、一一三巻四号（同）六九—一〇三、同六号二四—五九を参照。
- (45) 一般的ヘルメノイティクと法律学的ヘルメノイティクとの関連については、青井秀夫「現代西ドイツ法律学的方法論の一面—『法律学的ヘルメノイティク』の紹介と検討」法学三九巻一号（一九七五）九九—一三二、同三・四合併号（一九七六）三三九—四〇五、松坂佐一「一般的解釈学と法学的解釈学」同・前掲書（前注43）二一九—二四三を参照。なお、後注（73）、（74）。
- (46) 修辞学を構成する五つの部門については、クルティウス、南大路振一・岸本通夫・中村善也訳『ヨーロッパ文学とラテン中世』（みすず書房、一九七二）九四以下、飯尾都人「キケロ弁論術におけるトポス」広島修大論集—人文編—一七巻二号（一九七七）五七—九〇を、また、法廷弁論との関連では、真田芳憲「共和政末期における弁論術 Rhetorica と法学の解釈方法」法学新報七四巻二・三号（一九六七）一二七—一九八、柴田光蔵『ローマ裁判制度研究』（世界思想社、一九六八）増補版、一九七〇は訳者未見）特に、三六七—四一三、同『ローマ法フォーラムI』（玄文社、一九八八）六八以下。なお、後注（54）。
- (47) イタリア語版は一八四四年、ラテン語版は一八四五年に出版された（Mel. Elst, 102）。
- (48) ヴィーコ全集の編者フェッラーリ Ferrari は、一八四七年に、「これまで数多く存在する、キケロやキンティリアーヌスの旧修辞学を焼き直しただけのものに、さらに全く不毛なもうひとつを付け加えることは無意味であるから、われわれはヴィーコの未公開講義を出版しない」と語った（Mel. Elst, 103）。
- (49) 修辞学とは規則を教えるだけの疑似経験科学（une pseudo-science empirique et purement normative）である、と考えたクロッチェ（Benedetto Croce, 1866-1952）は、比喩的言語こそ本来的な表現形式であるという知見に到達した後のヴィーコにとっては、これを単なる技術に貶しめる修辞学の比重は低下するはずである、という予断をもたらし（Mel. Elst, 103）。しかし、後述されるように、ヴィーコは修辞学をクロッチェのようにには考えない。したがって、『新しい学』第二版での発見の後も、ヴィーコにとっては修辞学は重要な位置を占め続けることになる。
- (50) 一七四一年度の手稿は、一八九〇年以来その存在が知られており、一九二二年にドナティ Donati 教授の仲介に基づいて

ペルージアの市立図書館によって購入された (Mél. Elst, 102)。

- (51) Theodor Mommsen (1817-1903) 「H・U・ヴェーラー編『ドイツ現代史研究会訳『ドイツの歴史家第1巻』未来社・一九八二、一九五—二二九・望田幸男訳』と同様に、クリフォ教授もまた、ローマ法学者や法史家の研究と文献学者や歴史家の研究との間に見られる溝には批判的である。Cfr. Crifo, *Insegnamento delle discipline storico-giuridiche e riforma universitaria*, in: *L'educazione giuridica II, Profili storici dell'educazione giuridica*, 1979, 495ff.
- (52) クリフォ教授によれば、ヴィーコの修辞学は、キケロやクインティリアヌスらのそれを焼き直しただけの訓古学的な修辞学 (*la retorica scolastica*; Cfr. Mél. Elst, 107: *une tradition vieille et et scolaire*) とは異なる。なお、前注(48)、後注(55)。
- (53) 以下では、講演原稿に付された『弁論術講義』「前注3」第二章のゲラ刷「ラテン語—(クリフォ教授による) イタリア語訳の左右対照版」に基づく試訳を掲げる。「」内は訳者が補った部分である。なお、真田・前掲論文「前注46」、柴田・前掲書『『ローマ法フォーラム』七六以下』と対比されたい。
- (54) 古代の修辞学において争点 *status* は様々に分類されている「柴田・前掲書『ローマ裁判制度研究』四〇七注(5)」が、推定・定義・属性というヴィーコの三分説は、訳者が管見した限り、それらのいずれとも異なる。なお、植松秀雄「法律学の論理と倫理—レトリックのスタトゥス論—」大橋智之輔・田中成明・深田三徳編集『現代の法思想』(有斐閣、一九八五)二一九—二四三を参照。
- (55) Quint. inst. IV 4, 4: *lex...ut peregrinus qui murum ascenderit morte multetur* 「防壁に上った他所者は死刑に処せられる」Cfr. VI 6, 6]。これに対してヴィーコは *lex est: «Qui muros urbis transcendit, capitis fraudem faciat»* 「町の防壁に上った者は、…」と一般化したうえで、その町の住民が防壁に上った設例をあげる。ヴィーコは *Pomp. lib. 2 ex uariis lectio. D.1, 8, 11: Si quis violauerit muros, ...* 「学一八、十一(ポンポーニウス、雑考第二巻)「防壁を侵した者は、…」」を念頭に置いていたようにも解される (Cfr. Mél. Elst, 108)。
- (56) この争点については、前注(46)の真田論文、柴田論文、前注(54)の植松論文のほか、現代のローマ法学における研究動向にもふれる、西村隆蒼志「ローマ共和政末期における法律解釈の方法—古典期アキリーリウス法析出のための視角—」早稲田法学会誌三三卷(一九八三)一六九—一九六を参照。

- (57) Liv. VIII 7, 15. Vgl. Hans-Martin Pawlowski, *Methodenlehre für Juristen*, Heidelberg 1981, Rdz. 339.
- (58) Cic. de off. I 10, 33 [キケロー『義務について』泉井久之助訳、岩波文庫・一九六一・二二四]。船田亨二「Summum ius summa iniuria」法哲学年報一九六九（有斐閣、一九七〇）三一―一九、Manfred Fuhrmann, *Philologische Bemerkungen zur Sentenz „summum ius summa iniuria“*, in: *Studi in onore di Edoardo Volterra II*, 1971, 53-81 を参照。
- (59) 岩波文庫版・訳注一七一。アリストテレス『ニコマコス倫理学』第五卷第十章「高田三郎訳、岩波文庫(上)・一九七一・二一〇」[まことに、非固定的な事物に用いる規定は、やはりまた非固定的なものであることを要する。あたかもレスボス建築における鉛の定規のごとく]。この定規はもろもろの石の形に応じて変化し固定していかないのであるが、『政令』もやはりもろもろの事態に應ずるためのものなのである]。
- (60) この例は Quint. inst. VII 9, 8 にあり、そこでは次のように続く。Quaeritur, statua hastam tenens aurea esse debeat an hasta esse aurea in statua alterius materiae? 「[遺贈の対象は] 槍をもっている・金製の彫像なのか、それとも、別の素材でできた彫像に付いている・金製の槍なのか、という問題がもちあがる」。
- (61) キケローやクインティリアヌスまでのローマ教育―(創文社、一九七四)、H・I・マルー、横尾壮英・飯尾都人・岩村清太訳からクインティリアヌスまでのローマ教育―(創文社、一九七四)、H・I・マルー、横尾壮英・飯尾都人・岩村清太訳『古代教育文化史』(岩波書店、一九八五)三四二以下を参照。なお、西欧における修辞学の伝統については、廣川洋一『イソクラテスの修辞学校―西欧的教養の源泉―』(岩波書店、一九八四)が示唆に富む。
- (62) 「真実と虚偽との中間に蓋然性と確からしさが存在するのであり、このような指標こそが賢慮や雄弁といった領域を形づくっているのである、という意味において、修辞学は現実と緊密に結び付けられているのです」(Mel. Elst, 107)。
- (63) 「実定的な厳格法の補正者としての衡平」[野田良之「明治八年太政官布告第百三十三号第三条の『条理』についての雑感」法協百年論集1巻、有斐閣・一九八三、二五九]という(一般的に受け入れられていると思われる)理解からすれば、ヴィーコの見解は奇異に響くかもしれない。しかし、政治的共同体に関わる衡平は、「それ自体自然的衡平の一種であり、ただし、私的利益ではなく公共善を勧告するものであるかぎり、確かに及ぶ範囲がより広いだけのことである」(岩波文庫版二二〇)。

- (64) *la ragion di Stato*. 中公版一五三〔三二〇〕以下、岩波文庫版二二〇以下。ローマの法学者の思慮は政治的なものに向かうことを示唆しており、この方向性は社会的な均衡の確保を保障することにある。ヴィーコは、この使命を託されているのは法学者である、と構想して、これらのテーマを国家理性という問題圏に位置づけたのである。したがって、「国家理性」は、マイネッケ流の政治と道徳との相克といった意味において用いられているのではない。Vgl. *Wissenschaftskolleg*, 68f.
- (65) 中公版一五三〔三二二〕への訳注・五六〇は、この根拠法文を『学説類集』一一・九とするが、該当する箇所は同定できなない。これに対してクリフォ教授は、「ヴィーコは、国家理性に対応する *aequitas civilis* を純然たる公益 *das reine öffentliche Interesse* に仕えるものとして構成したのです……この意味におらじ *aequitas civilis* は、ウルピアヌスの法文 (*durum est, sed ita lex scripta est* : D. 40, 9, 12, 1) と関連しておりませす」<sup>1)</sup>と述べている (*Wissenschaftskolleg*, 73; Cfr. *Sodalitas*, 2075)。
- (66) 中公版一五三〔三二〇〕への訳注・五六〇は、この根拠法文につき、「ウルピアヌスには見当たらぬ。近世の法学者の誰かであろうと推測されるが誰であるかは不明」として、ニコリーニの注解を踏襲している。これに対してクリフォ教授は、「ウルピアヌスは、*aequitas civilis* と *aequitas naturalis* との対置を十分に認識しており、彼は、偉大な法学者ラネオーに倣ってこの対置を再び採用しているのです (D. 47, 4, 1, 1)」、そして「ウルピアヌスに非常によく通じているヴィーコにこの法文もまた知られていなかたわけではなない」と思われます<sup>2)</sup>と述べている (*Wissenschaftskolleg*, 75; Cfr. *ANRW* II-15 [前注40], 781 note 459; *Sodalitas*, 2078f.; *St. Sanfilippo*, 246)。
- (67) *Ulp. lib. 1 inst. D. 1, 1, 1pr* : *Iuri operam daturum prius nosse oportet, unde nomen iuris descendat. est autem a iustitia appellatum* : nam, ut *elegantior Celsus definit, ius est ars boni et aequi*. 学一・一・一前文「法を学ぼうとする者は、まず、法という名称がどこから由来しているのかを、知るべきである。ところで、それは正義にちなむべきと呼びわたる。なぜなら、ケルヌスが見事に定義しているように、法とは善と衡平の術なのであるか<sup>3)</sup>」<sup>4)</sup>。Vgl. *Kunkel/Mayer-Maly, Römisches Recht*, 4. Aufl., Berlin/Heidelberg/New York u. a., 1987, 50. なお、佐藤篤士「*AEQUITAS*考」早稲田法学五七巻三号 (一九八二) 一八一—二〇〇を参照。
- (68) 中公版一三六〔二四一〕—一三七〔二四五〕、四九六〔二〇〇四〕以下、上村・前掲書二一一以下を参照。

- (69) Cfr. Harold D. Lasswell and Myres S. McDougall, *Legal education and public policy : professional training in the public interest*, *Yale Law Journal* 52 (1943) 203-295.
- (70) *la filosofia morale*. クリフォ教授によれば、典型的にはアリストテレスの『ニコマコス倫理学』に代表されるような何が善であるか、といった考察を指す。
- (71) これらの動向については、植松秀雄「法学の教義性」加藤新平教授退官記念論文集編集委員会編『法理学の諸問題』（有斐閣、一九七六）四八三—五〇八、同「問題思考」矢崎光圀編集代表『現代の法哲学』（有斐閣、一九八一）二二—二四一、同「法学の学問性とレトリック」法哲学年報一九八五（一九八六）一一—二五。
- (72) フィーヴェク『トピクと法律学』（前注43・邦訳）二七以下。ただし、フィーヴェクのようにローマの法学においてこれら二つの方法を対置することの当否については、依然として争いがあふ。Vgl. Wolfgang Waldstein, *Topik und Intuition in der römischen Rechtswissenschaft Zur Frage des Einflusses der griechischen Philosophie auf die römische Rechtswissenschaft*, in: *Festgabe für Arnold Herditzka*, München/Salzburg 1972, 237-263. なお、芹沢悟「ローマ法学の方法についていむゆる procurator unius rei をめぐるローマ人の論争」北大法学論集 33 巻 3 号（一九八二）九二—九四二、吉原達也「ローマ法源学説の「問題点」」広島法学二一巻三・四合併号（一九八八）六六一注（11）を参照。
- (73) Hans-Georg Gadamer (1900— ). *ders.*, *Wahrheit und Methode Grundzüge einer philosophischen Hermeneutik*, Tübingen, 1. Aufl., 1960, 4. Aufl., 1975 [齋田収・他訳『真理と方法』法政大学出版局、一九八六】。
- (74) Emilio Betti (1890-1968). *ders.*, *Zur Grundlegung einer allgemeinen Auslegungslehre*, in: *Festschrift für Ernst Rabel Bd. II*, Tübingen 1954, 79-168. Cfr. Crifò, *In memoriam Emilio Betti*, *Bullettino dell'istituto di diritto romano* 70 (1967), 293-320 ; *Id.*, Emilio Betti. *Note per una ricerca*, *Quaderni Fiorentini* 7 (1968) 165-292.
- (75) Fritjof Hafj, *Juristische Rhetorik*, München 1978, 3. Aufl., 1985.

（児玉 寛訳）

## 〔付記〕

ジュリアーノ・クリフォ教授 Prof. Dr. Giuliano Crifò は、一九三四年ローマに生まれ、一九五六年ローマ大学法学部を卒業後、同大学助手、講師を経て、一九七〇年よりペルージャ大学法学部教授としてローマ法を幅広い関心の中で研究されている。Ricerche sull' exilium nel periodo repubblicano Pt. 1, Milano: Giuffrè 1961; Rapporti tutelari nelle novelle giustiniane, Napoli: Marano 1965; Studi sul quasi-usufrutto romano, Padova: CEDAM 1977 をはじめ数多くの著書・論文があり、また、『Opere complete di Pietro Bonfante』の編集者である。国際的にも極めて高い評価を受けておられることは、たとえば、世界の各分野の一流の学者に自由な研究の機会を提供する西ドイツ・ベルリン高等学術研究所招請研究者として一九八二年に招かれ研究されていることにも示される。また、ローマ帝政後期を法律のみならず広い視野から検討する Accademia storico-giuridica costantiniana 国際会議を一九七三年以来隔年毎にペルージャにおいて組織・開催され、その分野の着実な研究の進展をはかっておられることは、世界の研究者の注目するところである。

教授は昨年六月二十一日より九月二十日まで九州大学外国人特別招請教授として福岡に滞在され、この間法学部において講義等を行われる他、文学部および広島大学法学部ならびに東京イタリア文化会館で講演をされ我国の研究者と意見交換されるなど、有意義な三カ月を過ごされた。この場を借りて同教授の招請および滞在に当たり御尽力頂いた関係各位に厚く御礼申し上げます。

本稿は、講演に若干の加筆の上、九州大学における滞在に対する謝意を表したいとして、畑教授、高林教授、近藤教授還暦祝賀論文集（本誌・五四巻二―四合併号、一九八八年三月）に寄稿されたものであるが、小生の事務連絡上の落度により叶わなかったもので、畑教授、高林教授、近藤教授およびクリフォ教授にお詫び申し上げますねばならない。また、邦訳の労をとられたのは本学部元助手児玉寛氏である。

なお、広島大学および本学で行われた「ローマ法およびローマ法的伝統の意義」と題する講演は『廣島法學』一二巻二号に吉原達也・広島大学法学部助教授および小生の共訳により掲載される予定である。〔西村重雄〕